

■小浜市議会議員政治倫理条例のポイント

※朱書きは、令和7年3月改正による変更箇所

改正理由： 議員個人または議員が役員である法人が市に対して請負をする場合において許容される範囲を明確に規定するとともに、請負の状況の報告および公表の対象に「議員が役員である法人」を追加することにより透明性のさらなる向上を図るため、規定の整備を行いました。
(令和7年4月1日施行)

条項	規定の概要
第3条 政治倫理 基準	<p>議員が遵守すべき行動規範を「政治倫理基準」として規定しています。主なものは、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の地位を利用して金銭や品物を贈ったり受け取ったりすることの禁止（第2号） ・市が行う許可、認可、補助金その他の給付の決定または契約および指定管理者の指定に関する特定の者への働きかけの禁止（第3号） ・他の議員や市職員はもとより、いかなる人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動の禁止（第7号） <p>※詳細は、逐条解説をご参照願います。</p>
第4条 請負契約 に関する 遵守事項	<p>議員は、地方自治法第92条の2の規定を遵守しなければならない旨を規定しています。</p> <p>議員個人による年間300万円以下の請負については規制の対象から除かれます。ただし、300万円を超える額の請負は認められません。（第1項ただし書に明記）</p> <p>議員が役員である法人の請負について、「議員は、「主として同一の行為をする法人」の役員に就くことができない旨を第2項に明記。</p> <p>主として同一の行為をする法人とは、市に対する請負が当該法人の業務の主要部分（判例等では「半分程度」と示されています。）を占め、業務の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような法人をいいます。</p> <p>※詳細は、逐条解説をご参照願います。</p>
第5条 指定管理 者の指定 に関する 遵守事項	<p>議員は 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者となる法人その他の団体の役員に就くことができない旨を規定しています。</p> <p>議員が役員を務める法人等が指定管理者の指定を受けることが法律で規制されているわけではありませんが、議員活動の公正性の確保等の観点から、請負と同様の取扱いが適切と判断し、本市議会独自に規定しています。</p>
第7条 審査の 請求	<p>市民等*からも審査の請求をすることができるようになりました。</p> <p>第3条「政治倫理基準」第4条「請負契約に関する遵守事項」第5条「指定管理者の指定に関する遵守事項」の違反が疑われる場合に、審査の請求ができる旨を規定しています。</p> <p>市民等（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する人）が請求する場合は、50人以上の連署および議員2人以上の紹介が必要です。議員が請求する場合は、4人以上の議員の連署を要します。</p>

※ 市民等には、18歳以上で、引き続き3か月以上小浜市に住所がある人のほか、小浜市を転出後3か月に満たない人も含まれます。